

衛研発第 1031003 号

令和 7 年 10 月 31 日

各関係機関の長 殿

国立医薬品食品衛生研究所長

(公 印 省 略)

生活衛生化学部第一室長の公募について

謹啓 時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、当所生活衛生化学部第一室長を公募することとなりました。つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮とは存じますが、貴機関関係者に周知くださいますようお願い申し上げます。

謹白

記

1. 職名

生活衛生化学部第一室長（厚生労働技官・研究職）

2. 業務内容

生活衛生化学部は、室内空気、上水、環境水、大気、水道用品、水道資機材及び水道薬品並びにこれらに含まれる環境汚染物質及び自然発生物質に関する試験及び検査、並びに化粧品、化粧品原料及び医薬部外品の試験、検査及び試験的製造、並びに家庭用品に含まれる有害物質に関する試験及び検査、並びにこれらに必要な研究を行っている。このうち第一室は、室内空気及び室内空気等に含まれる物質の理化学的試験及び検査、検査基準並びにこれらに関する研究を所掌業務としている。

今回募集する第一室長は、これらの研究業務を自らあるいは室員を指導、統括して実施するとともに、厚生労働省等と連携して関係分野における行政支援活動に従事する予定である。

3. 応募資格

- (1) 薬学、理学、農学、工学又はその他の生命科学系の研究領域において博士の学位を取得後、概ね10年以上の研究経験を有していること
- (2) 化学物質、特に室内空気等に含まれる化学物質を対象とした理化学的試験や検査についての専門知識、研究経験及び研究業績を有すること
- (3) 化学物質による室内空気汚染の実態調査とその原因解明、化学物質の標準試験法の開発・規格化等の研究に関しての強い意欲を有すること。また、これらに関する経験を有することが望ましい
- (4) 室員を組織・統括し、試験・研究を指導・掌握するとともに、所内外の研究者と協力して必要な研究業務を主導的かつ円滑に推進する、意欲や管理能力と協調性を有すること
- (5) 厚生労働省所管の国立研究機関における試験・研究業務の意義と責務を理解し、必要な行政支援活動に対して積極的に取り組む意欲を有すること
- (6) 外国人との専門分野の打ち合わせや、討論を行うに十分な英語力を有すること

※下記【備考】(1)～(4)に記載の国家公務員法第38条に規定する要件等に該当する者は応募できません。

4. 提出書類

- (1) 履歴書(<https://www.nihs.go.jp/oshirasejoho/kobo.html>に掲載されている様式、又は市販の横書き履歴書用紙、あるいはそれに準じる様式のものに高等学校卒業以降の学歴、職歴、所属学会、教育歴、公的委員会、賞罰、免許・資格を記入し、写真(6か月以内撮影)を添付すること。)
 - (2) 現在までの主要研究概要(A4用紙3頁、カラー可)
 - (3) 研究業績目録(原著論文、総説・解説、単行本、シンポジウム、国際学会発表、招待講演、知的財産、受賞歴等)及び主要論文別刷(5報以内、総説・解説も可)
 - (4) 将来への抱負(陳述書)(A4用紙2頁)
 - (5) 学位記(写し) または学位授与証明書等
 - (6) 現在までの競争的研究費の獲得状況
 - (7) 推薦状(複数可)
 - (8) 着任時期について希望がある場合は、その旨を記載した書類
 - (9) 障がいをお持ちの方で、職場内での配慮を希望する場合はその旨を記載した書類
- ※各書類が複数枚になる場合にはクリップ止めにする(ステープラーは使用しない)。

※(2)～(4)、(6)～(9)は様式自由。

※応募書類は返却しません。

5. 応募締切日

応募締切日 令和7年12月22日(月)13時(必着・締切厳守)

6. 選考採用試験

(1) 書類選考 令和8年1月上旬

(2) 面接試験 令和8年1月下旬

※面接には、15分程度のプレゼンテーションを含む。

※面接の実施場所は、国立医薬品食品衛生研究所

7. 採用予定年月日

令和8年3月1日(予定)(事情により応相談)

※着任時期について希望がある場合は、4. 提出書類(8)の書類を提出すること。

8. 処遇

(1) 給与は、「一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)」等に基づき、学歴・経歴等を勘案して決定する。

＜モデル年収＞

室長 経験年数満15年

研究職俸給表 4級15号俸 年収約 850 万円程度(月収約 57 万円程度)

※ 上記は俸給、地域手当と期末手当・勤勉手当(標準成績の場合)により暦年(1～12月)での報酬水準を試算したものです。住居手当 28,000 円、超過勤務時間 12 時間の金額を含んで試算しています。これ以外に、個人の状況・勤務状況に応じて、超過勤務手当、通勤手当、扶養手当等の諸手当が支給されます。なお、当該金額は、共済掛金等の控除前のものであり、手取り年収ではありません。

(2) 1週間当たりの勤務時間は38時間45分(週休2日制)である。

(3) 年20日の年次休暇(採用の年は、採用の時期により20日より少ない日数となります。)のほか、特別休暇(夏期・結婚・忌引・ボランティア等)、病気休暇の制度が整備されている。

9. 書類提出先

〒210-9501 神奈川県川崎市川崎区殿町3-25-26

国立医薬品食品衛生研究所長

※応募書類の封筒には「生活衛生化学部第一室長応募書類在中」と朱書きの上、書留にて郵送又は総務部総務課人事係に持参すること。

10. 本件問い合わせ先

国立医薬品食品衛生研究所 総務部総務課 人事係 柴田彩乃

電話:044-270-6600 内線1103

E-mail: ayano-shibata@nihs.go.jp

【備考】

(1) 日本の国籍を有しない者

(2) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者

- ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)

(4) 採用予定時期までに国家公務員法第81条の6に定める定年に達する者(令和7年度における定年年齢は62歳)